

能代市地域防災計画

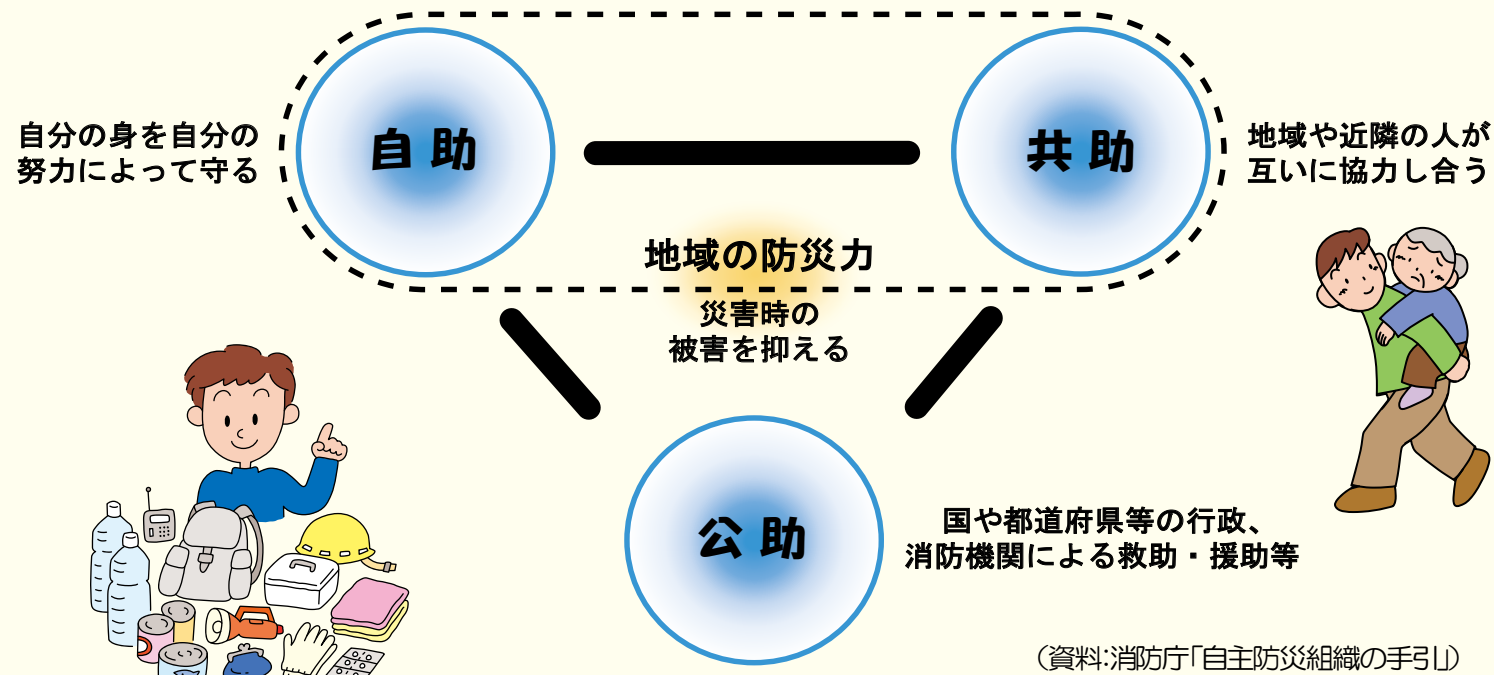
概要版

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、地震・津波等による甚大な被害と福島第一原発事故による放射能汚染をもたらしました。能代市においては震度 4 を観測し、直接的な被害は軽微だったものの、震災の影響は今なお多方面に及んでいます。

現在の能代市地域防災計画は、平成 21 年に改定したのですが、東日本大震災および近年の災害で得られた教訓や、国の防災基本計画および秋田県地域防災計画等の上位計画の見直しを踏まえ、能代市の防災行政の要である「地域防災計画」の見直しを行いました。

図 1-3 自助・共助・公助



地域防災計画とは？

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、能代市防災会議が作成する計画で、市の防災行政の基本となる計画です。災害に備える「予防」、災害時の「応急対策、復旧復興対策」の大綱をあらかじめ定めることにより、市民の生命、身体および財産を災害から守ることを目的としています。

能代市で発生する災害の想定

津波災害

本市の津波防災対策の前提となる地震

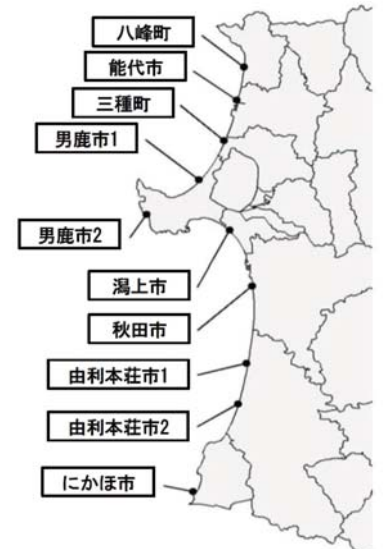
「秋田県地震被害想定調査 報告書（平成 25 年 8 月）」の中で示されている海域地震の中で、国の地震調査研究推進本部の長期評価や歴史的な根拠に基づき、本市に最も大きな影響を与える海域地震は「海域 A」の地震です。そのため、「海域 A」の被害想定を、「科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波」として採用し、これを前提として本市の津波対策を推進します。

※平成 26 年 8 月「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく震源モデルが示されました。今後、県がそのモデルによる浸水想定を実施した場合は、速やかに本計画の見直しを行います。

【海域 A の津波シミュレーション結果】

地点名	最大津波高 (m)	到達時間 (分)
八峰町	9.85	24
能代市	7.06	24
三種町	6.58	26
男鹿市 1	6.34	26
男鹿市 2	5.72	16
潟上市	3.62	34
秋田市	4.65	35
由利本荘市 1	2.91	33
由利本荘市 2	2.17	31
にかほ市	2.29	30

(資料:「秋田県地震被害想定調査 報告書 平成25年8月」)



水害・土砂災害

水害

本市における近年の主な水害は、昭和 47 年の水害、平成 19 年 9 月の豪雨災害が挙げられます。

市内には一級河川の米代川が市域のほぼ中央部を東西に流れており、藤琴川や阿仁川のほか小川が数箇所存在します。本市では米代川がはん濫した場合の浸水想定区域等を洪水ハザードマップにより周知しています。

また、市街地の降雨による路面冠水や住宅浸水等のおそれのある区域については、内水ハザードマップによる周知や、雨水排除施設等の充実を図っています。

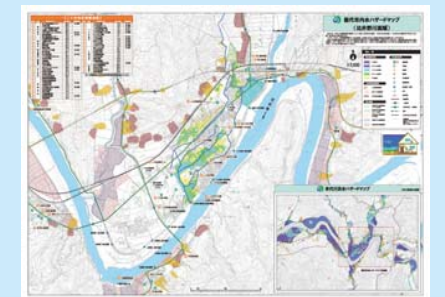
土砂災害

土砂災害は主として急傾斜地崩壊（がけ崩れ）、地すべり、土石流に大別され、市内には急傾斜地崩壊危険区域 198 箇所、地すべり危険箇所 8 箇所、土石流危険渓流 111 箇所が指定されています。また、急傾斜地及び土石流に関し、土砂災害警戒区域が 49 箇所指定されています。

本市では、こうした危険箇所や警戒区域の周知を行うとともに、避難体制の整備等を推進しています。

【能代市ハザードマップ】

洪水ハザードマップ



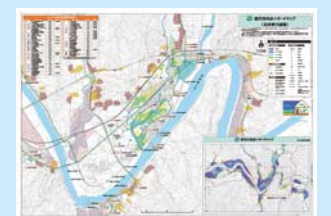
(URL: <http://www.citynoshiroakita.jp/upload/download/30949downloadpdf>)

内水ハザードマップ悪土川流域



(URL: <http://www.citynoshiroakita.jp/upload/download/158249downloadpdf>)

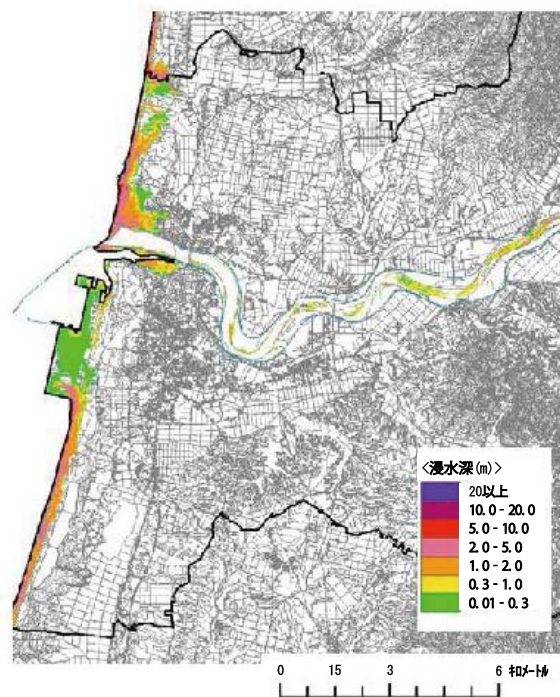
内水ハザードマップ比井野川流域



(URL: <http://www.citynoshiroakita.jp/upload/download/158251downloadpdf>)

被害想定結果の特徴

- 秋田県地震被害想定によると、建物被害、避難者数、津波による人的被害のいずれについても、冬期の被害が大きくなっています。
- 津波による人的被害の状況を見ると、すぐに避難する人の割合が多いほど、人的被害は少なくなります。特に発災後すぐに全員が避難した場合は、人的被害が0になる場合もあります。強い揺れの後に津波警報等が発表された場合は、直ちに避難しましょう。



海域A 最大浸水深分布図(施設有り包絡値)能代市域
(資料:「秋田県地震被害想定調査 報告書 平成25年8月」)

【海域Aの想定地震による能代市の主な被害想定結果】

項目		想定地震		
		海域A		
マグニチュード		7.9		
最大震度		6弱		
発生条件		夏10時	冬2時	冬18時
建物被害	全壊棟数(棟)	1,381		1,400
	半壊棟数(棟)	1,876		1,850
	焼失棟数(棟)	2	2	54
炎上出火件数		1	1	2
地震動による人的被害	死者数(人)	0	2	2
	負傷者数(人)	123	197	150
	うち重傷者数	1	2	2
避難者数	1日後	6,484	7,111	7,143
	4日後	7,864	8,456	8,488
	1ヶ月後	1,923	2,662	2,697

(資料:「秋田県地震被害想定調査 報告書 平成25年8月」)

【海域Aの想定地震の津波による能代市の被害と避難行動の関係】

津波発生時の時刻等		夏14時 (海水浴客有り)	夏14時 (海水浴客無し)	冬2時
発災後、全員が すぐに避難した場合	死者数(人)	0	0	1
	負傷者数(人)	0	0	2
	うち重傷者数	0	0	1
7割の人がすぐに 避難した場合 (+呼びかけ)	死者数(人)	1	1	11
	負傷者数(人)	1	1	32
	うち重傷者数	0	0	11
2割の人しかすぐに 避難しなかった場合	死者数(人)	13	13	30
	負傷者数(人)	360	360	410
	うち重傷者数	122	122	139

(資料:「秋田県地震被害想定調査 報告書 平成25年8月」)

災害時の行動

津波災害時の行動

- 強い地震を感じた場合や津波警報等が発令された場合は、直ちに沿岸部から離れた安全な高所に避難しましょう。
- 避難するいとまが無い場合は、すぐに、津波避難ビルなど、近くの鉄筋・鉄骨造の高い建物に上がりましょう。



水害・土砂災害時の行動

▶水害時

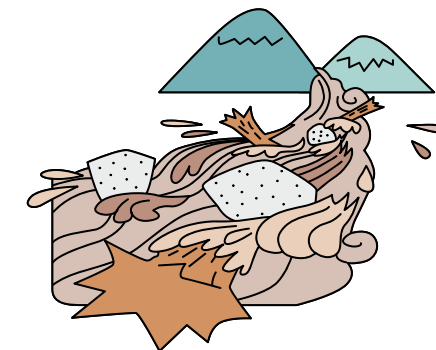
大雨の場合は、水害の発生時期を事前にある程度予想できます。洪水ハザードマップには、大雨が降って河川の堤防が決壊した場合の最大浸水深が記載されています。平時から自宅周辺の最大浸水深等を確認し、また災害時には「気象予報」や「観測所の水位等」等の情報に注意し、早めの避難を心がけましょう。



▶土砂災害時

能代市の洪水ハザードマップや、秋田県のホームページ(土砂災害危険箇所マップ)には、土砂災害危険箇所が記載されています。平時から土砂災害の危険が予想される場所を確認しておきましょう。

また、土砂災害の危険性が高まると、秋田地方気象庁と秋田県が共同で「土砂災害警戒情報」を発表します。市から出される情報とともに、確認しておきましょう。



防災情報の入手方法

▶防災行政無線テレホンサービス

0185-54-4890に電話すると、防災行政無線の放送内容もう一度聞くことができます。放送が聞き取れなかったときにご活用ください。

▶防災メール

市からの防災に関するお知らせをメールで受け取ることが出来ます。下のQRコードを携帯電話で読み取ると、登録ページにアクセスできます。



能代市地域防災計画 概要版

平成27年3月

発行 能代市

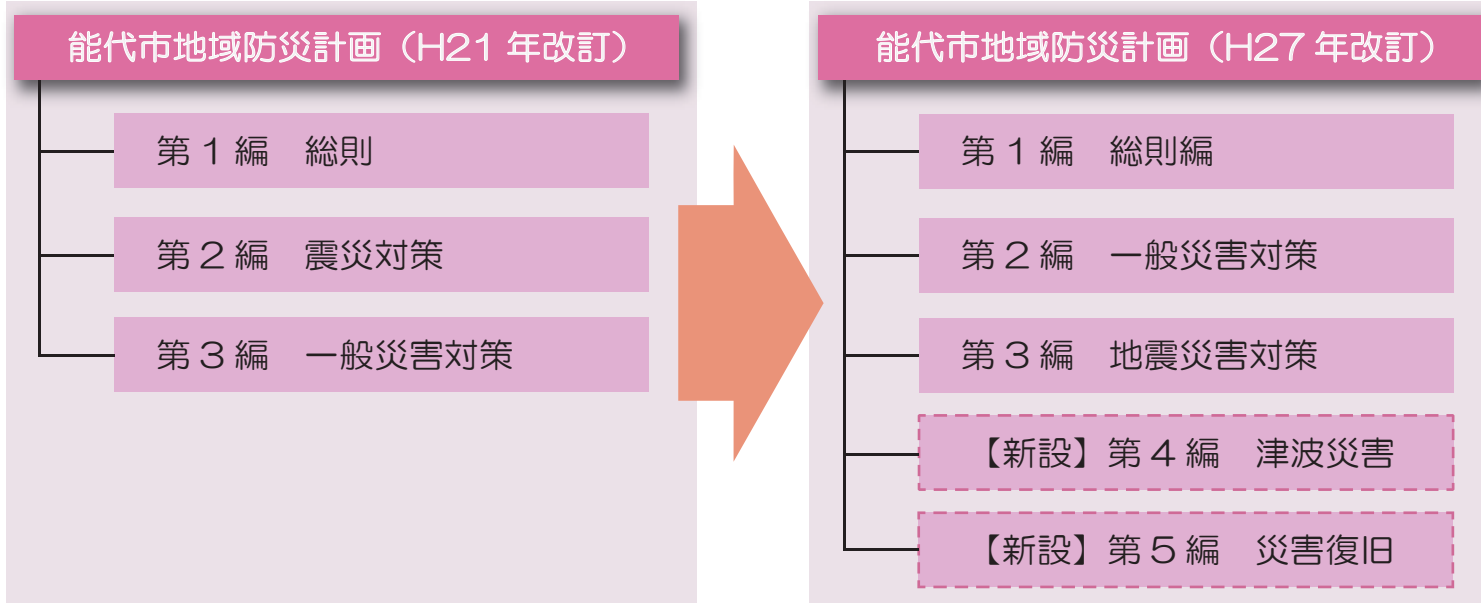
編集 総務課

〒016-8501 秋田県能代市上町1-3

電話番号：0185-52-2111

計画体系の見直し

- 現計画「第2編 震災対策編」から地震災害対策に係る項目を「第3編 地震災害対策」として再編するとともに、津波災害対策に係る項目を「第4編 津波災害対策編」として新設しました。
- 各編から、災害復旧計画に係る項目を「第5編 災害復旧計画」として新設しました。



見直しの方針

次の3つの見直し方針のもと、計画の修正を行いました。

東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化

大規模広域な災害時における被災者対応等の強化

最近の災害等を踏まえた防災対策の見直し

計画の修正にあたっては、以下の事項に留意しています。

- 予想される最大規模の災害への対応を考慮すること
- 多様な主体の参画による地域防災力の向上を目指すこと
- 減災の視点を取り入れること
- 女性や高齢者、障がい者等の視点を取り入れること

東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化

地震動被害の軽減

市や関係機関の取組み

- 市は、様々な災害条件を考慮した実践的な訓練を実施します。また、訓練においては、女性や高齢者、障がい者等、多様な主体の視点を取り入れます。
- 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保や避難誘導體制の整備を進めます。また、避難所におけるプライバシーの尊重や、高齢者・障がい者に配慮した施設・設備の整備に努めます。

市民の取組み

- 市や関係機関が行う訓練には、積極的に参加しましょう。
- 平時より、指定緊急避難場所、指定避難所を確認しておきましょう。
- 住宅の耐震化や、家具等の転倒防止対策をしておきましょう。

津波被害の軽減

市や関係機関の取組み

- 津波避難ビルの指定や避難誘導體制の整備を進めます。
- 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき県が実施する津波浸水想定等をもとに、津波避難計画を策定します。

市民の取組み

- 津波発生時にすぐ避難行動が取れるよう、避難場所や避難経路を確認しておきましょう。

大規模停電への備え

市や関係機関の取組み

- 市の重要施設や福祉・医療施設、指定避難所等において、非常用電源や非常用発電機の燃料の確保に努めます。

市民の取組み

- 大規模停電に備え、電気を使用しない暖房機器や灯油等の燃料の備蓄に努めましょう。

災害時の情報提供の充実

市や関係機関の取組み

- 津波からの迅速かつ確実な避難を実施するため、地震発生時の海面監視体制の整備や、津波情報等の収集・伝達体制の強化に努めます。

市民の取組み

- 平時より、津波の恐れのある時に出る情報や、とるべき行動を確認しておきましょう。

備蓄体制等の強化

市や関係機関の取組み

- 災害時に必要な食料や生活必需品の備蓄を行うとともに、必要物資の確保のための協定の締結に努めます。
- 市民や自主防災組織、事業所等に対し、自助・共助の考え方を基本に、平常時から、災害に必要な物資を備蓄するよう働きかけるとともに、災害発生直後から被災者に対して必要な物資等を円滑に供給できるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図ります。

市民の取組み

- 平時より、災害時に必要な食料や生活必需品の備蓄に努めましょう。

大規模広域な災害時における被災者対応等の強化



防災拠点への燃料油等供給対策

市や関係機関の取組み

- ・防災拠点への燃料油等の供給対策として、非常用発電機等を整備している指定避難所や公共施設等の燃料確保及び協定の締結に努めます。

市（県）境等を越えた避難被災者の受入れ

市や関係機関の取組み

- ・遠方の市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、運送事業者等との被災者輸送に関する協定の締結等、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めます。また、広域一時滞在に際し、被災者の所在地等の情報について、市と避難先の市町村で共有する仕組みを構築するよう努めます。

防災拠点等の整備

市や関係機関の取組み

- ・市役所本庁舎が被災し、使用が困難となった場合に備え、二ツ井町庁舎を市役所本庁舎の代替施設として指定します。
- ・本庁舎及び二ツ井町庁舎を地域防災拠点施設として指定するとともに、「道の駅ふたついで」を地域防災拠点施設として整備します。
- ・備蓄倉庫及び備蓄拠点を計画的に整備するとともに、新たな備蓄倉庫の設置を検討します。指定避難所等に指定されている学校・公民館等のスペースを活用し、分散備蓄の推進に努めます。
- ・指定避難所等に物資等を輸送する施設（二次物資集積拠点）として、「道の駅ふたついで」を指定し、必要に応じて整備を推進します。また、二次物資集積拠点の運営及び物資の輸送等について、倉庫事業者や運送事業者との協定の締結を推進します。

医療体制の整備

市や関係機関の取組み

- ・救急蘇生法（AED）、災害時のトリアージの意義、災害時の救急搬送システム、お薬手帳等について、市民への普及啓発を図ります。

行政機能の維持・確保等

市や関係機関の取組み

- ・災害時の行政機能の維持・確保ため、業務継続マネジメント（BCM）の構築及び業務継続計画（BCP）の策定を推進します。また、各種情報のバックアップデータを作成し、重要なデータの消失を防ぎます。

最近の災害等を踏まえた防災対策の見直し



防災意識向上のための普及啓発

市や関係機関の取組み

- ・学校教育はもとより、様々な場で地域の特徴や過去の災害の教訓等について、継続的な防災教育に努めます。
- ・防災活動にあたる職員の意識啓発や研修等を行います。
- ・市民に対し、日ごろの備えや災害時の心得等、防災知識の普及啓発に努めます。

最近の風水害・雪害等を踏まえた対策

市や関係機関の取組み

- ・集中豪雨等による内水被害対策として、側溝・雨水路や管きよの整備等を推進します。
- ・台風等の際の「事前防災行動計画（タイムライン）」の策定・活用や市民への周知について検討します。
- ・除雪に対する地域住民の理解を深め、除雪マナーの向上や除排雪活動への協力を求めます。
- ・市民が利用できる雪捨て場の現状や道路の除雪時期等の情報提供に努めます。

市民の取組み

- ・平時より、市が公開している洪水ハザードマップや内水ハザードマップを確認し、自宅や職場などの水害リスクを把握しておきましょう。

避難行動要支援者対策

市や関係機関の取組み

- ・高齢者や障がい者等、避難の際に支援が必要な方について、避難行動要支援者名簿を作成し、家族や地域、福祉関係機関等との連携のもと支援に努めます。
- ・福祉施設管理者と協議し、一般の避難所では生活することが困難な高齢者や障がい者等の要配慮者が利用できる福祉避難所の指定を検討します。
- ・災害発生時における避難行動要支援者への迅速かつ的確な情報提供体制を整備します。

市民の取組み

- ・民生委員、自治会・町内会、自主防災組織等は、平時から避難行動要支援者の避難誘導・支援体制について話し合っておきましょう。

帰宅困難者対策

市や関係機関の取組み

- ・帰宅困難者が一時滞在施設として利用できる公共施設や民間事業所の確保に努めます。
- ・大規模集客施設等の管理者に対しては、施設利用者の誘導体制の整備を促進します。

市民の取組み

- ・「むやみに移動を開始しない」ことが基本となります。帰宅困難となった場合の家族への連絡方法等は、平時より確認しておきましょう。

その他災害対策の強化

市や関係機関の取組み

- ・災害応急対策として、新たに応急保育の実施、危険物等積載運搬車両の事故対策、動物の救護、航空機事故応急対策、放射性物質の測定や放射線に関する健康相談、罹災証明書の発行等について計画に定めます。